

# 募集型企画旅行ご旅行条件書

## 1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

## 2. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、伊豆箱根バス株式会社（以下「当社」といいます。）が主催する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- (2) 当社はお客様が、当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるよう、手配し、旅程管理することを引き受けます。
- (3) 旅行契約の内容・条件は、募集広告又はパンフレット等、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面（以下「最終旅行日程表」といいます。）によります。

## 3. 旅行のお申し込みと契約の成立時期

- (1) 当社所定の旅行申込書（以下「申込書」といいます。）に必要事項を記入し、募集広告又はパンフレット等に記載した申込金を添えてお申込みいただけます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れます。また、旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するものといたします。
- (2) 当社は電話、郵便及びファクシミリ及びインターネットその他の通信手段による旅行契約の予約申し込みを受け付けることがあります。この場合予約の時点では契約は成立しておらず、当社の予約を承諾する旨を通知した後、当社が定める期間内に、申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込金または旅行代金の支払いがなされない場合、当社はお申し込みがなかったものとして取り扱います。

## 4. お申し込み条件

- (1) お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判断した場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (2) お客様が当社に対して暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為などを行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (3) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (4) その他当社の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

## 5. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

- (1) 当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事を記載した契約書面をお渡しします。
- (2) 本項(1)の契約書面を補完する書面として、当社はお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。ただし、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのばって7日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。

## 6. 旅行代金のお支払い

- (1) 旅行代金は当社が指定する期日までにお支払いいただけます。

## 7. 旅行代金について

- (1) 旅行代金は、旅行のご案内、募集チラシ等でご確認ください。

## 8. 旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金、食事代、入場料・拝観料等及び消費税等諸税。

- (2) 添乗員が同行するコースにおける添乗員経費。

上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくとも原則として払い戻しはいたしません。

## 9. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をかるため止めを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することができます。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

## 10. 取消料

- (1) 旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取り消しになる場合には募集広告又はパンフレット等記載の取消料をいただけます。
- (2) お客様のご都合による出発日およびコースの変更、運送・宿泊機関等行程中の一部の変更については、ご旅行全体のお取り消しとみなし、所定の取消料を收受します。
- (3) 旅行代金が期日までに支払われないときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、取消料と同額の違約料をいただけます。

旅行の解除期日	取消料（1名）
旅行開始日の前日より起算	10日前から8日前まで 旅行代金の20% 7日前から2日前まで 旅行代金の30%
前 日	旅行代金の40%
当 日	旅行代金の50%
※旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合は100%を申し受けます。	

## 11. 旅行開始前の契約解除

### （1）お客様の解除権

- ①お客様は募集広告又はパンフレット等に記載した取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、お申し込み店の営業時間内にお受けします。

- ②お客様は次の項目に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。

- a. 旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第17項の表左欄に掲げるものの他の重要なものである場合に限ります。

- b. 天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

- c. 当社がお客様に対し、第5項の(2)に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までにお渡しなかったとき。

- d. 当社の責に帰すべき事由により、募集広告又はパンフレット等に記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となつたとき。

### （2）当社の解除権

- ①お客様が第6項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することができます。このときは、本項(1)の①に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただけます。

- ②次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することができます。

- a. お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年令・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになつたとき。

- b. お客様が第4項の(1)から(4)までのいずれかに該当することが判明したとき。

- c. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。

- d. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。

- e. お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

- f. お客様の人数が募集広告又はパンフレット等に記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのばって13日目にあたる日より前（日帰り旅行は3日目にあたる日より前）に旅行中止のご通知をいたします。

- g. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、募集広告又はパンフレット等に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

- ③当社は本項(2)の①により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金（あるいは申込金）から違約料を差し引いて払い戻しいたします。また本項(2)の②により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金（あるいは申込金）の全額を払い戻しいたします。

## 12. 旅行開始後の契約解除

### （1）お客様の解除権

- ①お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。②お客様の責に帰さない事由により募集広告又はパンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。

- ③本項(1)の②の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

### （2）当社の解除権

- ①当社は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することができます。

- a. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。  
b. お客様が第4項の(1)から(4)までのいずれかに該当することが判明したとき。  
c. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するため添乗員等その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げたとき。  
d. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。

### 13. 添乗員・旅程管理等

「添乗員同行」表示コースには、全行程に添乗員が同行いたします。添乗員の行うサービスの内容は、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な旅程管理業務といたします。旅行中は日程の円滑な実施と安全のため添乗員の指示に従って頂きます。

### 14. 当社の責任

- (1) 当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限ります。

- (2) お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は原則として本項(1)の責任を負いません。

- ①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止  
②運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害  
③運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止  
④官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止

### 15. 特別補償

- (1) 当社は前項(1)の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社契約特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外來の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金（1500万円）・後遺障害補償金（1500万円を上限）・入院見舞金（2万円～20万円）及び通院見舞金（1万円～5万円）を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金（手荷物1個又は1対あたり10万円を上限、1募集型企画旅行お客様1名あたり15万円を上限とします。）を支払います。なお、手荷物の損害に対して保険金を支払うべき保険契約がある場合は、当社は当社が支払うべき損害補償金の額を減額することができます。

### 16. お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。

- (2) お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

- (3) お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、斡旋員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出なければなりません。

### 17. 旅程保証

- (1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、第7項で定める「旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第14項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。

- ①次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。（ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足（いわゆるオーバーブッキング）が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。）

- ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変 イ. 戦乱 ウ. 暴動 エ. 公序良俗の命令 オ. 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止 カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供 キ. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

- ②第11項及び第12項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。

- ③募集広告又はパンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。

- (2) 本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第7項で定める「旅行代金」に15%を乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額がひとり様につき1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。

- (3) 当社はお客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと相応の物品サービスの提供をもって補償を行なうことがあります。

当社が変更補償金を支払う変更	旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日以後にお客様に通知した場合
【1】契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
【2】契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
【3】契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が募集広告、ホームページ、パンフレット又は確定書面に記載した等級及び設備のそれと回った場合に限ります。）	1.0%	2.0%
【4】契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%

### 18. 国内旅行保険への加入について

ご旅行中に、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難であり、また加害者から賠償を得られた場合であっても必ずしも十分なるものと言えない場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。

### 19. 個人情報の取扱い

当社における個人情報取扱い管理部署については、当社グループ「伊豆箱根鉄道ホームページ」をご参照ください。  
<https://www.izuhakone.co.jp>

### 20. その他

- (1) お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、それらの費用はお客様にご負担いただきます。

- (2) お客様のご便宜をはかるため土産物店にご案内することができますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。

### 21. 約款準則

本旅行条件書に記載のない事項は、当社の旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）に定めるところによります。  
<https://www.izuhakone.co.jp/travel/travel-other-guide/p000475.html>